

(Ⅳ)－３ ニュービジネス育成・強化支援事業

第１ 趣旨

要綱別表１のⅣの３のｃのニュービジネス育成・強化支援事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第２ 事業内容

(Ⅳ)－４の第４の１の(３)で定める中間事業者の育成・確保を図り、国産原材料の安定供給体制を確立するため、野菜及び茶を対象として次の取組ができるものとする。

- １ ニュービジネス（中間事業者を介するサプライチェーンを構築すること等により、加工・業務用原材料の契約取引のリスク負担を最小限とする先進的なビジネスモデル。以下同じ。）育成・強化に係る全国団体等の運営

ニュービジネス育成・強化支援事業の運営のための協議会等を開催できるものとする。

- ２ 中間事業者の経営発展の支援に関する事業

食品流通業者、食品製造業者、学識経験者等で構成された検討委員会を開催し、中間事業者に対し、経営上における課題や解決手法に関する知識や情報の提供等を行うための意見交換会の開催、加工・業務用の生産者、中間事業者、食品製造業者等の連携強化及び販路開拓のための交流会の開催等を実施できるものとする。

(１) 検討委員会の開催

(２) 経営発展のための意見交換会の開催

(３) 産地との連携強化及び販路開拓に向けた支援

- ３ 輸入農産物急増に対応した国内産地の生産力の強化

生産者、食品流通業者、食品製造業者、学識経験者等で構成される検討委員会を開催し、加工・業務用の新品種及び新技術の導入、生産及び流通コスト低減等のための実証試験の実施、とりまとめ及び普及推進、加工・業務用野菜の生産・流通一貫体系マニュアル及び経営指標の作成・普及等を実施できるものとする。

(１) 検討委員会の開催

(２) 加工・業務用青果物の生産技術の普及推進

(３) 品目別コンソーシアム設置（加工・業務用野菜の生産・流通一貫体系マニュアル及び経営指標の策定）

- ４ 遠隔産地からの輸送コスト低減

生産者、食品流通業者、食品製造業者、学識経験者等で構成される検討委員会を開催し、加工・業務用野菜流通実態調査の実施、とりまとめ、普及推進等を実施できるものとする。

(１) 検討委員会の開催

(２) 加工・業務用野菜流通実態調査の実施

第３ 事業実施主体

要綱別表１に定める事業実施主体であって、代表者、組織及び運営について会則が策定されており、かつ事業実施及び会計事務を適正に行う体制を有している団体とする。

第４ 事業の成果目標

1 野菜

本事業で実施する現地検討会・交流会等において、合計2,000名以上に対して加工・業務用野菜の生産・流通に係る最新の知見等を情報提供し、普及・推進につなげるものとする。

2 茶

本事業で、生産者、茶商を含め、茶の需要拡大に向けた検討会を開催し、茶の消費拡大を図るために、茶専門店に設置している給茶スポットを現状より5%以上増加させるなど茶の需要拡大に向けた取組を行うことにする。

第5 事業実施手続

- 1 要綱第5の1の(4)に基づく全国推進事業計画の作成及び提出は、別記様式第1号により行うものとする。
- 2 要綱第5の1の(6)の生産局長が別に定める重要な変更とは、事業の廃止のほか、補助事業費及び事業量の3割を超える変更をいうものとする。
- 3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、生産局長に提出するものとする。
- 4 3のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 5 3のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業の結果、成果等について、別記様式第3号により行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第7の7に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実施年度の翌年度において、成果報告書を別記様式第4号により作成し、7月末日までに行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第5号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第8 補助対象経費

補助対象経費は、各事業ごとに直接要する別紙の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

- 1 協議会、検討委員会等の開催に係る経費であって、事業費、謝金、旅費、賃金、雑役務費等とする。
- 2 研究会、交流会、研修等の開催に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、役務費、雑役務費等とする。
- 3 実証、調査等の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費等とする。

別紙

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されている者は除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための	国内旅費に限る。

		旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な情報収集等を行うための旅費として専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費。	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用したものに支払う通勤の経費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - （2）支払が翌年度となる場合
 - （3）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル